山梨第１２次労働災害防止計画のポイント

（平成２５年度～平成２９年度）　山梨労働局

この計画は、国が定めた「第12次労働災害防止計画」（5年ごとに厚生労働大臣が策定）の目標を達成するために、山梨労働局が重点的に取り組む事項を定めたものです。

現状と課題

◆労働災害の発生状況（平成２４年　休業４日以上）
・死亡者数：７人（過去最少）
・死傷者数：７０４人
○労働災害は長期的には減少傾向であるが、第３次産業における災害構成比は増加
（特に社会福祉施設における災害は過去１０年で２倍以上）
○死亡災害も減少しており、平成２４年は過去最少となったが、依然、建設業・製造業で過半数を占め、全国同様に割合が高い

計画の目標

平成２９年までに、平成２４年比で
◆死亡者数：１５%以上減少（5人以下）
◆死傷者数：１５%以上減少（598人以下）

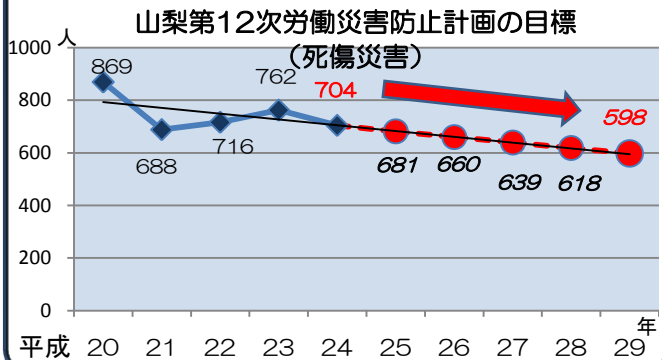

【業種別の死傷者数の推移】（単位：人）

業種	平成15年	平成24年	災害増減率
製造業	223 (26.1%)	190 (27.0%)	-14.8%
建設業	188 (22.0%)	116 (16.5%)	-38.3%
第三次産業	311 (36.4%)	287 (40.8%)	-7.7%
小売業	81	68	-16.0%
社会福祉施設	17	47	+176.5%
飲食店	22	19	-13.6%
陸上貨物運送業	66 (7.7%)	66 (9.4%)	0.0%
全業種合計	855	704	-17.7%

（出典：労働者死傷病報告　（　）は構成比）

ポイント①
重点対策ごとに数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第１２次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開
・重点業種ごとの数値目標（三次産業、食料品製造業15%減など）

ポイント②
第三次産業を最重点業種に位置づけ

労働災害大幅な減少が見られず、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、災害の多い「小売業」「社会福祉施設」等を重点に取組を実施

ポイント③
死亡災害に対し重点を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む

山梨第１２次労働災害防止計画の概要

～計画期間：平成２５年度～平成２９年度(５か年計画）～

◆　計画のねらい

○長期的な労働災害動向と社会情勢の変化を踏まえて、国が定める第１２次労働災害防止計画の目標を達成するため、山梨労働局が取り組むべき課題と方針及び具体的目標を定める
○行政資源を重点的・効果的に投入し、「みんなの安心・健康職場」の実現という一つの目標に向かって総合的に推進する

◆　計画が目指す姿

○誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現する
○働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならないという意識を共有する
○安全・健康のために必要なコストについて正しい理解を醸成する
○行政、労働災害防止団体、業界団体などのすべての関係者が連携・協働して取り組む

◆　計画の重点目標

○平成２９年までに、
　労働災害による死傷者数(休業４日以上）を１５％以上減少させる(平成２４年比）
○平成２９年までに、
　労働災害による死亡者数を１５％以上減少させ５人以下にする　　（平成２４年比）

◆　４つの重点対策

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

④発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点業種対策

◆第三次産業対策
【目標】
小売業、社会福祉、飲食店等
全体で15%以上減少

○小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上、バックヤードを中心として作業場の安全化、危険低減化を図る
○介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進
○飲食店等における転倒、切れ・こすれ防止対策を推進

◆陸上貨物運送事業対策
【目標】10%以上減少

○荷役作業中の労働災害防止を徹底
○安全対策ガイドラインの周知徹底
○荷主による管理施設内での防止対策を推進

◆食料品製造業対策
【目標】１５%以上減少
◆製造業対策
【目標】１５%以上減少
◆建設業対策
【目標】１５%以上減少

○食品加工用機械による災害、転倒災害防止対策を推進
○機械設備の本質安全化(機械そのものを安全にすること)により、はさまれ・巻き込まれ災害の防止

○足場、はしご等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
○関係請負人まで安全衛生経費が確実にわたるよう発注者に要請
○解体工事での安全確保、アスベスト暴露防止の徹底

健康確保・職業性疾病対策

◆メンタルヘルス対策
新たな推進計画策定と推進

○メンタルヘルス不調の予防のための職場改善手法を検討
○ストレスチェック等の取組を推進
○事業場支援（メンタルヘルス対策支援事業の活用促進）

◆過重労働対策

○健康診断の実施と事後措置などの健康管理を徹底
○休日・休暇の付与・取得を促進
○時間外労働の限度基準の遵守、時間外労働削減を推進

◆化学物質対策

○化学物質の有害性情報収集、蓄積、共有の仕組みを構築
○危険有害性の表示と安全データシート(SDS)交付を促進
○危険有害情報の伝達・提供とリスクアセスメントの促進

◆腰痛・熱中症対策

○介護施設、小売業、運送事業を重点に予防教育を強化
○重量物取扱い業務の腰痛予防に資する規制の導入検討
○熱中症予防のため、暑熱環境となる業種対策を推進

◆受動喫煙防止対策

○受動喫煙の健康への有害性に関する教育系発の実施
○事業者に対する効果的な支援の実施
○職場での禁煙・空間分煙・その他の措置を徹底

その他業種横断的な取組

◆リスクアセスメントの普及促進	○リスクアセスメント等推進３か年計画の推進 ○労働者５０名以上の事業場における取組率目標 （工業的業種：70%以上　　第三次産業：60%以上）
◆高年齢労働者対策	○高齢者割合の高い職場における段差の解消、手摺の設置必要な照明の確保などの職場の残留リスク低減を指導 ○基礎疾患等に関連する健康管理の徹底
◆非正規労働者対策	○パート、アルバイト等に関する雇い入れ教育や健康診断などの安全衛生活動の推進を図る ○就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による取組

○安全衛生分野の専門家の活用

○業界団体との協働による労働災害防止のための施策の展開

○企業における安全衛生管理向上のための外部専門機関の利用促進

○ 労働災害防止に資する有効な安全衛生教育の推進

③発注者、製造者等による取組

○発注者等による安全衛生への取組強化　（建設工事発注者に対する要請）

○製造段階での機械の安全対策の強化　（機械設備の本質安全化を推進）

○化学物質の危険有害性情報の適切な伝達・提供
（危険有害性の表示と安全データシート（ＳＤＳ）の交付の徹底）

○荷主による取組の強化（荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策の強化）